

小田原市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 5 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 9 号

小田原市都市公園条例の一部を改正する条例

小田原市都市公園条例（昭和33年小田原市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条の5の次に次の1条を加える。

（運動施設の敷地面積の基準）

第1条の6 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。